

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N^o497
2012・7・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

- 再審開始を認めない不当決定—名張毒ぶどう酒事件…………… 岡村 晴美
薬害イレッサ訴訟大阪高裁の不当判決…………… 永井 弘二
司法の責任を放棄する建設アスベスト横浜地裁判決…………… 西村 隆雄
強制動員問題・日本軍「慰安婦」問題をめぐる韓国の動向…………… 川上 詩朗
自民党「日本国憲法改正草案」を読む…………… 大野 友也
自死遺族の東電への賠償事件…………… 深井 剛志
ついに始まった「原発なくそう！九州玄海訴訟」—現状と課題…………… 東島 浩幸
秘密保全法に反対する議長声明…………… 青年法律家協会弁護士学者合同部会



「さよなら原発10万人集会」(東京・代々木公園)

再審開始を認めない不当決定

—名張毒ぶどう酒事件—

あいち 岡村 晴美



1 はじめに

名古屋高裁判事第二部は、二〇二二(平成二四)年五月二五日、名張毒ぶどう酒事件の差し戻し異議審について、再審開始決定(平成一七年四月名古屋刑事事第一部)を取り消し、再審を認めない決定をした。しかし、この決定は、科学の素人である裁判官が科学的知見に基づかない推論を重ねた不当な決定である。

2 差し戻し異議審の争点

この異議審における最大の争点は、ぶどう酒に入っていた農薬(テップ製剤)がニッカリンTであったかどうかであった。事件当時の三重県衛生研究所で行われた成分分析では、同じ銘柄のぶどう酒に市販のニッカリンTを混入したものの(対照検体)から検出された成分が、事件の飲み残りのぶどう酒(事件検体)からは検出されていなかった。弁護団は、新証拠(佐々木・宮川鑑定)を提出し、この成分がトリエチルピロホスフェートであること、ニッカリンTに特有のこの成分は製法が異なる他のテップ製剤、例えば「三共テップ」などには含まれていないことを証明して、犯行毒物はニッカリンTであるとする確定判決の認定に重大な疑問があることを示した。

奥西勝氏は、事件の前年にニッカリンTを購入

していたことから犯行を疑われ、捜査段階の自白においても、ぶどう酒にニッカリンTを混入したと供述していた。したがって、ぶどう酒に混入された毒物がニッカリンTでないことになれば、奥西氏が犯人であるというこれらの根拠が失われ、奥西氏は犯人でないと考えざるをえなくなる。

3 最高裁による差し戻し決定の内容

こうした毒物をめぐる争点について、二〇〇六年一二月の名古屋高裁判事第二部再審請求棄却決定は、「本件毒物はニッカリンTであり、トリエチルピロホスフェートもその成分として含まれていたけれども、三重県衛生研究所の試験によっては、それを検出することができなかったと考えられることも十分に可能」と判断した。これに対して、最高裁は、二〇一〇年四月、「科学的知見に基づく検討をしたとはいえず、その推論過程に誤りがある疑いがある」と判示して、同決定を破棄して審理を名古屋高裁に差し戻した。

4 本棄却決定の不当性

(1) ところが、本棄却決定は、推論に推論を重ねた上で、事件検体についてトリエチルピロホスフェートが含まれていても、それが三重県衛生研究所の試験によっては「検出されなかったものと

考えることが十分に可能である」と判断した。

(2) 本棄却決定は、いくつもの推論を積み重ねているが、要約すると以下の通りである。

① トリエチルピロホスフェートはエーテル抽出されない。

② ペンタエチルトリエホスフェートはエーテル抽出される。

③ 対照検体に抽出されたのはトリエチルピロホスフェートであるが、これは、エーテル抽出されたペンタエチルトリエホスフェートがペーパークロマトグラフ試験の展開の過程で加水分解し生成されたものである。

④ 三重衛生研究所が行ったペーパークロマトグラフ試験の結果、対照検体にはトリエチルピロホスフェートが検出され、事件検体から検出されなかったのは、事件検体はエーテル抽出された時点でどう酒に毒物が混入してから相当時間が経過していたため、ペンタエチルトリエホスフェートがほとんど加水分解してしまっていたからである。他方、対照検体はニッカリントがどう酒に混ぜられてから間もなくエーテル抽出されたと思われるので、エーテル抽出前に加水分解されずに残っていたペンタエチルトリエホスフェートの量が事件検体より対照検体の方が多かった。そのペンタエチルトリエホスフェートがエーテル抽出され、抽出された後、ペーパー

上を展開していく過程で展開液により加水分解してトリエチルピロホスフェートが生成され検出された。

(3) しかし、①の「トリエチルピロホスフェートがエーテル抽出されない」について、何らの科学的根拠も示されていなし、鑑定人が行ったエーテル抽出は、抽出操作を一回しか行っていないなど極めて不十分なものであった。

また、②について、「ペンタエチルトリエホスフェートがエーテル抽出される」という実験は行われておらず、鑑定人も言及していない。

さらに、③について、そのような実験事実も、鑑定人の意見もない。

④についても、記録によれば、対照検体は、市販のニッカリントをどう酒に混入した後、相当程度の時間放置された後に実験されている。さらに、今回の鑑定結果によれば、ペンタエチルトリエホスフェートは水が加わると急速に加水分解し、直後(一〇〜二〇分程度の間)に、ほとんどなくなってしまうような性質を持っていることが明らかになっており、事件検体と対照検体とで、エーテル抽出を行うまでの経過時間に多少の差があるからといって、そのことが分析結果に影響を与えるとも考えられない。

(4) 以上のように、本棄却決定の「推論」は、いずれもこれを裏付ける実験結果や専門家の知見

が何ら存在しないにもかかわらず、裁判官が独自にいくつもの推論を積み重ねて作り上げたもので、砂上の楼閣というべきものである。

さらに、本棄却決定の裁判官の「推論」は、科学者に意見を照会しながら差し戻し異議審で意見等を述べてきたであろう検察官さえ主張せず、鑑定人も述べていない事項であった。差し戻し異議審の審理の過程で、このような「推論」について裁判官からも、検察官からも、弁護人からも、一度たりとも問題が提起されたことはなく、まさに不意打ち認定であった。

また、同決定は、「混入された毒物がニッカリントでないことを証明するものでもなく」とも述べ、弁護人に無罪の証明を求めるに等しく、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の原則に明らかに反するものだった。

5 おわりに

弁護団は、同年五月三〇日最高裁判所に特別抗告を申し立てた。無期懲役の事件に再審開始が相次ぐなか、死刑事件の再審開始の扉は依然として重いが、奥西氏の命があるうちに、再審を開始させ無罪判決を獲得するよう全力で取り組む決意である。今後ともより一層のご支援をお願い致します。

薬害イレッサ訴訟

大阪高裁の不当判決

京都 永井 弘二

1 はじめに

二〇一二年五月二十五日、大阪高裁は、薬害イレッサ訴訟に対して、原告の請求を全面棄却する不当な判決を言い渡しました。二〇一二年二月五日の東京高裁判決に引き続き不当判決でした。二〇一一年の大阪地裁、東京地裁判決では、いずれもイレッサについて、製造物責任法に基づく指示・警告上の欠陥があったとして製薬会社アストラゼネカの責任を認め、東京地裁は国の責任も認めていましたが、その両判決を根底から覆すものでした。

2 イレッサの被害

イレッサは、イギリスの巨大製薬企業アストラゼネカが製造し、日本子会社であるアストラゼネカ株式会社（本社・大阪市）が輸入承認した肺ガンに対する抗ガン剤です。承認前後から副作用の少ない分子標的治療薬であり、「夢の新薬」として過剰な期待が寄せられ、二〇〇二年七月五日、世界に先駆けて申請からわずか五カ月あまりという異例な早さで承認されました。

しかし、販売直後から間質性肺炎等の急性肺障害による死亡が多発し、二〇〇二年一〇月二十五日、

緊急安全性情報が発出され、何度も添付文書が改訂されるなどしてきました。それまでにイレッサの投与を受けて死亡した患者は少なくとも一六二名にのぼり、二〇〇二年末までで二〇〇名にのぼります。

わずか三カ月、半年でこれだけの死亡者を出した薬害事件は前代未聞で、まさに未曾有の薬害事件といっても過言ではありません。

3 薬害イレッサ事件の本質

この被害は、判明していた危険性に対する注意喚起が不十分であったことにより生じたものです。これは、緊急安全性情報発出前の被害者が一六二名、その後添付文書をさらに改訂した二〇〇二年末までの被害者が三八名、さらにその後、二〇〇三年四月二二日までの被害者が一四名と、安全対策のたびに被害者が激減している事実から明らかです。

東京・大阪地裁が共通して認めた承認時までの副作用報告は、二三例の発症例、そのうち二三例の死亡例でした。一〇月一五日に緊急安全性情報を発出する時まで、実際に把握されていた副作用報告は二三例の発症例・そのうち二一例の死亡例でした（二六二例の死亡は、その後の報告も含めて後に判明したものです）。したがって、承認

時、すでに緊急安全性情報発出時と同等またはそれ以上の危険性が判明していたのです。

しかし国は、これらの副作用報告について、報告病名だけで判断したために多くを見落とし、七例しか審査に反映させませんでした。

その結果、一応、間質性肺炎を重大な副作用欄に記載させましたが、それではまったく不十分であったため、前記の被害が生じることとなったのです。

薬剤性間質性肺炎についての一般的な知見は、「予後は薬剤ごとに異なり、概して予後良好であり、細胞傷害性の抗がん剤では予後不良となることがある」というものでした。イレッサは、従来の細胞傷害性の抗がん剤とは異なる分子標的薬とされていたので、現場医師等が「概して予後良好」と捉えてもやむを得ないものだったのです。加えて、イレッサは、承認前後を通じて、「分子標的薬として副作用が少なく軽い」という情報が重層的に流布されており、現場医師等は、よりいっそうイレッサの重篤な副作用について、無防備・無警戒となっていました。

このように、重大な副作用欄で「間質性肺炎が現れることがある」と記載されただけでは、二三例の死亡を含む二三例の発症例が報告されていたという危険性をまったく伝えるものとはなっていなかったのです。

4 不当な東京、大阪高裁判決

東京高裁が原告を逆転全面敗訴させた理由は、二三例の副作用報告例について、いずれもイレッサと発症・死亡との因果関係が「ある」とまで言えないとして、事実上、副作用報告としての重要性を否定したに等しい判断をし、また、間質性肺炎がまれに致死的となることは一般的な知見だったのであるから、現場医師は、重大な副作用欄に記載されていれば、相応の注意をしなければならなかったというに等しい判断をして、結果として被害発生の要因を医療現場の医師に押しつけたのでした。大阪高裁の判断も、基本的にはまったく同じもので、二三例の副作用報告例について、それぞれ個別に見ると、因果関係が薄いものが多いとしてその重要性を否定し、承認時点では「九割が軽快する程度の副作用」の予見しかできず、その程度の副作用に対する注意喚起は、重大な副作用欄の記載で十分だったとしたのです。

しかし、個別の副作用報告を検討するだけで、医薬品と副作用の因果関係が「ある」、「因果関係が濃い」とまで言えることはむしろ稀であり、因果関係を科学的に証明しようとすれば、多数の症例の蓄積に基づく統計学的な分析が必要になります。しかし、それは、被害が拡大するまで徒に待

つことを意味し、そうした対応が薬害・公害を生させた元凶となってきたことは、これまでの薬害・公害判例が等しく指摘するところで、東京・大阪両高裁判決は、まさに時代を逆行させるものであって、到底、このまま放置することはできません。

また、イレッサの被害は、前記のとおり、医療現場に危険性が適切に注意喚起されなかったために引き起こされたものであり、ここで医師の注意義務を前提に、製薬企業、国の責任を否定することは許されません。医療現場の平均的な医師の認識を前提とした安全対策が求められることは、イレッサの直前に起きていたソリブジン事件から導き出された重要な教訓だったのです。

5 おわりに

両判決に対しては、すでに上告しています。これまでの薬害事件と比較しても未曾有の被害を出した薬害イレッサについて、企業や国に責任が認められないなどということになれば、今後、同様の薬害がくり返されることとなります。

何としてでも最高裁で勝訴し、最終解決へつなげていきたいと考えています。

(薬害イレッサ西日本訴訟弁護団事務局長)

司法の責任を放棄する 建設アスベスト横浜地裁判決

神奈川 西村 隆雄

1 はじめに

二〇一二年五月二五日、横浜地方裁判所（江口とし子裁判長）は、建材に含まれる石綿に曝露し、重篤なアスベスト関連疾患に罹患した建設作業従事者とその遺族が国およびアスベスト建材製造企業に対し損害賠償を求めた裁判（「首都圏建設アスベスト訴訟」）で、原告の請求をすべて棄却する全面敗訴判決を言い渡した。

まさに被害の実態から目をそらし、司法の責任を放棄する不当判決で、以下に述べるとおり、矛盾にみちたずさん極まりない判決となっている。アスベスト被害をめぐるっては、大阪泉南アスベスト事件が注目を集め、一方、使用者の安全配慮

義務違反を問う事件でも判決が蓄積されている。しかしわが国のアスベスト使用量の七割から八割を占めるといわれる建設関連のアスベスト被害は全国規模におよび、その広がりも膨大なものとなっており、潜伏期間との関係でも今後、さらに被害が多発することが確実視されており、これを受けて、首都圏訴訟（東京地裁・横浜地裁）に続いて、二〇一二年は、札幌・京都・大阪・福岡の各地裁に同種訴訟が提起されるなど、大きな広がりを見せるところとなっている。

二〇一一年の原発被害にともなう国賠請求の増加を見越して、裁判所の中での司法消極主義の傾向が指摘されるなか、経済優先を公言してはばからぬ泉南大阪高裁判決の流れをくんだ裁判所が、建設アスベスト被害の広がりにも恐れをなして

被害の切り捨てに走ったのが今回の判決であると言わざるをえない。

2 被害への言及欠く判決

まず何よりも不当なのは、深刻なアスベスト被害に、一切触れていないことである。そして国が規制権限の行使を怠り、国民の生命、健康が侵害された場合の先例として重視されるべき筑豊じん肺並びに関西水俣最高裁判決に一切触れることなく無視した点である。

判決は、生命・身体に対する危害を防止するために、国は規制権限をできる限り速やかに適時、適切に行使すべきとの前記最高裁判例に目をつぶり、「被規制者のみならず、当該行為が規制され

ていないことにより便益をえている場合を考慮して権限不行使の責任を不問に付した。

3 労働関係法令上の国の責任

この中で典型的なのが、アスベストの製造禁止規制をめぐる判断である。その中でもとりわけ一九八七年時点での責任について、判決は次のように認定している。

すなわち、この時点では、アスベストの発がん性の知見も確立し、少量曝露でも発症するとの知見も得られていた。そして、防じんマスク、集じん機の使用もはかばかしくなく、建設作業がアスベスト曝露作業であるとの認識も希薄で、北欧諸国ではアスベストの全面禁止の規制措置もとられていた。そして極めつけは、被告国申請の学者証人みずから「一九八〇年代後半には、わが国でアスベストの使用継続の正当性は失っていた」としていたことまで認定した。

しかしそれにもかかわらず、この時点でもすべてのアスベストについて管理使用ができないとの考え方はとられておらず、建設関係での曝露と被災の実態が不明であったなどとして、いまだ禁止措置をとるべき状況になかったと断じ、国を免責したのである。

4 建築基準法上の国の責任

一方、原告らが建基法二条七号ないし九号の耐火構造等にアスベストを指定認定してその普及を促進した作為、またこれを取り消さなかった不作為責任を追及したのに対し、判決は、建基法の保護対象に建設作業従事者は含まれないとの国の主張をしりぞけ、その生命、健康への配慮義務を負うことを認めながら、労働関係法令の権限不行使の場合とほぼ同様の理由で、これまた国に対する請求を棄却するに至った。

5 企業責任

建設作業現場にあっては、A社のアスベスト建材によつてBさんが発症したとの個別的因果関係を立証することは不可能であり、そこで原告らは、民法七一九条一項前段、後段の共同不法行為を主張した。

しかし判決は、原告らは、被告建材メーカー四社全社に対する共同不法行為を主張するものと「理解する」としたうえで、全社を通じての関連共同性は認められないとして、その一部での共同不法行為の成立を判断することなく、一項前段の成

立を否定した。

そして一項後段についても、原告らが、国交省データベースで公表された建材メーカー（被告企業はその一部）が共同行為者であると主張したにもかかわらず、これを無視して共同行為者の特定に欠けるため競合的共同不法行為の成立は認められないなどと判断した。

なお、判決は、原告の中で業種の特異性から使用した建材のメーカー名が特定できていた原告がいたにもかかわらず、被告企業が限定されていないというの意味不明の理由付けで、同原告の請求までも棄却するという矛盾極まりない判断を下している。

6 1つの間の到達点

以上のとおり、判決は、まさに命をかけてたかう原告の思いを踏みにじる、予想だにしない結果となったが、これを報じるマスコミ報道は実に熱気のもつたものとなった。

当日は、一地方の横浜での判決にもかかわらず中央マスコミの砲列がしかれ、判決に対する批判的報道が相次いだ。とりわけ判決が「まとめ」と称して「被告国の対応を見る限り、建設作業の危険性に対する意識の欠如又は希薄さは否めない」

としたうえで、「少なくとも被告国には、石綿被害に関する法律の充実、補償制度の創設の可否を含め、再度検証の必要があるものと考えられる」としたことから、『国は補償の枠組み作れ』（毎日）をはじめとして、朝日・神奈川・信濃毎日・北海道・西日本など多数の社説が救済制度創設の必要性を訴えたことは、今後につながる大きな礎となつたと確信している。

7 今後の展望

首都圏建設アスベスト東京訴訟は、きたる九月二六日、東京地裁で判決言渡しが予定されている。結審時期が横浜地裁から半年ずれたこともあって、今回の判決で足元をすくわれた点についても十二分な主張、立証が尽くされており、横浜判

決を克服する勝訴判決をかちとるべく必勝体制で臨むところとなっている。

この東京判決を契機に、建設アスベスト被害に対する補償基金制度の創設をはじめとした全面解決を早期にはかるべく、今後国会、政府、世論に対する働きかけも強めながら全力でたたかう決意を表明して、報告いたします。

強制動員問題。日本軍「慰安婦」問題をめぐる 韓国の動向

東京 川上 詩朗

① はじめに

韓国大法院（韓国の最高裁判所）は、二〇一二年五月二四日、強制動員された被害者の日本企業（三菱重工業及び新日本製鐵）に対する損害賠償

訴訟に関し、原告の請求を棄却した原審判決を破棄し、原審裁判所へ差し戻す判決を下した。

特に、植民地支配を合法とする日本の判決を韓国に及ぼすことは、その不法を核心的価値とする韓国憲法に反し許されないと判断した点は重要である。また韓国大法院は多岐の論点について判断

している。強制動員被害者の日本企業に対する個人損害賠償請求権が日韓請求権協定第二条一項により放棄されたのかという争点については、放棄されていないとの判断を示した。

この判決を機に、韓国国内では、日本企業に対する訴訟の準備が進められている。強制動員問題

は、一企業だけで対応できる問題ではなく、日本の企業団体と日本政府が共同して根本的かつ全体的な解決を図るべき課題になりつつある。

② 日韓請求権協定と財産権措置法

サンフランシスコ講和条約は、連合国及びその国民の請求権を放棄する旨定めたが(第四条〈b〉)、韓国国民の財産や請求権の問題は、日韓両国間の特別協定により定めることとされた(第四条〈a〉)。

日韓両国政府は、一九五一年末頃から特別協定の協議を開始し、一九六五年に日韓基本条約とその付属協定の一つである日韓請求権協定が締結された。

日韓請求権協定は、個人の財産等と請求権は「完全かつ最終的に解決された」とし(二条一項)、財産等に関する措置や、日韓請求権協定以前に生じた請求権については、「いかなる主張もすることできない」と定めている(二条三項)。それを受けて、日本国は、韓国人の財産等を一九六五年六月二日に消滅する旨定めた財産権措置法(法律第一四四号)を制定した。

しかし、この法律は請求権について触れていないために、日韓請求権協定により強制動員被害者

の個人賠償請求権は消滅したのが争点とされてきた。

③ 民官共同委員会の見解の公表

日韓請求権協定に関する韓日会談の情報公開拒否処分取消訴訟の勝訴判決(二〇〇四年二月三日)を機に、韓国国内では日韓請求権協定の外交交渉に関する文書が公開された。それを受けて、国務総理を共同委員長、被請求人を政府委員として結成された「民官共同委員会」は、二〇〇五年、日本軍「慰安婦」問題のような日本政府等の国家権力が関与した「反人道的不法行為」については、日韓請求権協定により解決したとはいえないという見解を公表した。

④ 韓国大法院判決の内容

韓国大法院は、この民官共同委員会の見解に加え、請求権協定の交渉過程で日本政府は植民地支配の不法性を認めないまま強制動員被害の法的賠償を原則的に否認したこと、このために韓日両国政府間で日本の植民地支配の性格について合意に至らなかったこと、このような状況で日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や、植民地支配

に直結した不法行為に因る損害賠償請求権が、日韓請求権協定の適用対象に含まれているとするのは難しい点などを理由に、日韓請求権協定において、強制動員被害者の個人賠償請求権のみならず韓国の外交保護権も放棄されていないと判断した。

⑤ 日本軍「慰安婦」問題をめぐり 韓国憲法裁判所の決定

個人賠償請求権をめぐっては、もう一つ注目すべき決定がある。日本軍「慰安婦」問題に関する韓国憲法裁判所の決定である。

日本軍「慰安婦」とされた韓国人被害者の日本政府に対する個人の損害賠償請求権について、日本政府は、日韓請求権協定により放棄され、法的に解決済みであるとの見解(解決済み論)を表明している。他方、韓国政府は放棄されていないとの見解を表明している。このように日韓両国政府の解釈に違いがある場合、日韓請求権協定第三条は、解釈上の紛争について外交上の協議を通じて解決し、それが難しければ、仲裁委員会を設置して解決するよう定めている。この規定に関連して、日本軍「慰安婦」とされた被害者は、韓国政府を相手として、韓国憲法裁判所に対し、韓国政

府が解釈上の紛争を解決することを怠ってきたこと（不作為）が憲法違反であるとの訴えを提起した。これに対し、二〇一二年八月三〇日、韓国憲法裁判所は、韓国政府の不作為が憲法違反である旨の決定を出した。韓国政府は、これを機に、日本政府に解釈上の紛争を解決しよう協議の申し入れを行っているが、解決には至っていない。

⑥ 強制動員問題・日本軍「慰安婦」問題の最終的解決を

憲法裁判所決定や大法院判決を機に、日本政府は、強制動員問題や日本軍「慰安婦」問題の解決を迫られている。しかし、残念ながら従来からの解決済み論をくり返すだけで、解決に向けた誠意ある態度が見られない。

強制連行・強制労働させられた中国人被害者が西松建設を相手に訴えた訴訟において、二〇〇七年、日本の最高裁判所は、賠償請求権の「放棄」の意味について、「裁判上訴求する権能」は失ったとしつつも、「請求権を実体的に消滅させることまでを意味するものではない」としたうえで、「個別具体的な請求権について、その内容等にかんがみ、債務者側において任意の自発的な対応をすることは妨げられないものというべきである」と述べ

た。そして、判決の最後に、「上告人を含む関係者において、本件被害者らの被害の救済に向けた努力をすることが期待される」と附言した。日本の最高裁判所は、強制動員（強制連行）問題解決の法的障害はないとして、日本政府に政治決断を促しているのである。

強制動員問題や日本軍「慰安婦」問題の最終的解決のためには、被害者の解決要求を軸に、その実現を日韓両国の市民が共同して支援する取り組みを強める必要がある。

日本弁護士連合会と大韓弁護士協会は、韓国併合一〇〇年である二〇一〇年から、植民地支配下及び先の戦争に起因する未解決の人権課題について共同して調査研究をし、その解決のための取り組みを継続的に行っている。二〇一〇年には日韓両弁護士会共同で強制動員問題等についての共同宣言と日本軍「慰安婦」問題の最終的解決に向けた提言を公表している。この共同宣言や提言は、強制動員問題や日本軍「慰安婦」問題に取り組んできた日韓両国の市民から賛同を得ている。

被害者らがみな高齢となるなかで、今まさに正念場である。日韓両弁護士会の提言等をも踏まえながら、解決に向けて今後とも一層努力をしていきたい。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替（手数料はご負担下さい） ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ

定価2,500円（税込）

自民党「日本国憲法改正草案」を読む

鹿児島大学 大野 友也

一 はじめに

二〇一二年四月二七日、自民党は「日本国憲法改正草案」(以下、草案)を発表した(本文は http://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/seisaku-109.pdf から入手可能)。本稿は、この草案を批判的に検討するものである。紙幅の関係から人権条項のみの検討とならざるを得ないが、会員諸氏のご海容を乞う。

二 草案の特徴

この草案の特徴はいくつかあるが、最も注目すべきは国民の憲法尊重義務を規定した二〇二条である。この条文は、憲法が権力制限規範であり、国民の権利保護のためのものであることを根本から転換しようとする、いわば「革命的」な条文である。このような「改正」がなされてしまえば、もはや日本は「普通の国」ではなくなる。

さて、このような大転換を自民党の改憲草案であるが、同じように国民に義務を課せようとしたり、あるいは自由を制限したりしようとする条文は他にも存在する。

例えば第一二条であるが、わざわざ「自由及び権利には責任及び義務が伴う」とされている。ここの「義務」の内容は明示されていないが、このような規定は、憲法で規定された義務を果たすこ

とが、権利保障の要件となる、という解釈も可能となる。また、同条には「公益及び公の秩序に反してはならない」という注意書きまで付されている。二三条でも、現行憲法の「公共の福祉」に代えて「公益及び公の秩序」という文言が採用されている。「公益」「公の秩序」によって人権が制限されることになれば、明治憲法下での「法律の留保」と同じ結果を招くことになりかねない。

また二三条では、「個人として尊重される」という文言が「人として尊重される」という表現へと変えられた。現行憲法は、いわゆる個人主義に立脚し、個人を尊重するということが最大の価値を置いている。改憲草案は、この「個人」を「人」と言い換えることによって、個人の尊重をあいまいにしてしまっている。憲法が立脚する個人主義に対しては、「行き過ぎた個人主義」などと批判されたりもするが、「勝手気まま」と個人主義は異なるものである。一人一人を「個人として大切にすること」という個人主義を、自己の快楽のみを追求して周りを気にしない「勝手気まま」と誤解・曲解して中傷し、その意義を没却するような「改正」を施すことこそ「勝手気まま」な行為として批判されるべきである。

十五条では、参政権が「日本国籍を有する成年者」に限定され、一九九五年の最高裁判決で開かれた外国人の地方参政権への可能性が閉ざされて

いる(九四条二項でもわざわざ同じ文言が付け加えられている)。国民の権利制限とはやや異なるが、権利制限条項であることに違いはない。

一九条の二では、個人情報等の不正な取得・保有・利用を「何人」に対しても禁止している。しかし国家権力こそが国民の個人情報を大量に保有しており、不正な利用がなされてきた実態がある。しかし、このような規範が国民に向けられることによって、メディア等による取材が制限され、国民の知る権利を制限することにもつながっていくだろう。

二二条では、第二項が、「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動」や「それを目的として結社をすること」を禁止している。そもそもこのような条文は、法律レベルで規定すべきものであり(たとえば破防法。もちろん破防法自体の合憲性の問題もあるが、ここでは措く)、憲法で規定する意味は見いだせない。さらに問題なのは、ここでも用いられている「公益及び公の秩序」である。この「公益及び公の秩序」をどう設定するか次第で、場合によっては、例えば脱原発グループなどが、「公益を害することを目指した団体」とされることもあるかもしれない。そもそも裁判所において、表現の自由を厚く保障しようとする理論である「二重の基準論」さえ受け入れられていない日本において、表現の自由をさらに縮減しようとするこの条項は、表現の自由をより貧相なものとし、ひいては日本の民主主義をますます退化させることとなるだろう。

二四条では、家族が「社会の自然かつ基礎的な単位」と位置付けられ、「互いに助け合わなければならない」と、ここでも国民の義務が設定されている。ここ最近、生活保護の「不正受給」問題が生じており(吉本芸人の事例は「不正受給」ではないと思われるが)、それを機に生活保護体制の縮減をめざす動きもみられる。現行憲法の下においてさえ十分とは言えない社会保障体制であるのに、このような条項が憲法に規定されることで、社会保障がより貧相な体制にされかねない。例えば、親兄弟がいる場合、その関係がいかなるものであれ、この条項を根拠に生活保護を拒否されるといった制度の構築が懸念される。

二五条の二が新設され、環境保全の義務を、国家のみならず国民にも課した。環境権そのものを否定的に評価するわけではないが、国民に対しても環境保全義務を課すことで、ここでも憲法の意義が転換されている。

二五条の四では、「犯罪被害者……の人権」への配慮が規定された。近年、「被害者の人権」が叫ばれるようになってきており、本条項もその流れを受けたものである。しかし本来、人権が侵害されるのは、国家から刑罰を科せられる危険にさらされた被疑者・被告人である。犯罪被害者への配慮が必要であることはもちろんであるが、しかし、憲法条文にこのような条項が入ることによって、「被害者の人権」への配慮を口実とした被疑者・被告人の権利の制限が正当化されかねない。

二八条には第二項が新設され、公務員の労働基本権が「全体の奉仕者」であることを理由に、場合によっては全面的に禁止できる旨規定された。世界的には公務員も労働者として権利が保障されている現代において、公務員の労働基本権の制限を前面に押し出すという時代錯誤ぶりもさることながら、ここでも権利の制限を憲法に書き込もうとする態度にはあきれられるほかない。

拷問・残虐刑を禁止する三六条では「絶対に」という文言が削除された。アメリカ軍が「テロ」容疑者に対する拷問を正当化している現状に照らせば、この「絶対に」という文言の削除の意図が透けて見えてくるだろう。

三 おわりに

以上、駆け足で自民党改憲草案の人権規定のみを検討した。これだけでも、改憲草案の危険性は明らかであろう。「憲法を擁護し、平和と民主主義および基本的人権をまもる」(青法協規約第三条)ために設立された当会としては、このような改憲草案の実現を決して許してはならない。

自死遺族の東電への賠償事件

東京 深井 剛志

一 はじめに

二〇一二年三月十一日の東日本大震災に端を発した福島第一原発事故は、日本の公害史上最大の「公害」となり、今なお多くの避難者が明日をも知れぬ不安とたたかひながら懸命に生活を続けています。避難者に対する損害賠償は遅々として進まず、東電の不誠実な対応に憤りを募らせる避難者は数知れません。私が加入している福島原発被害弁護団にも、多くの避難者が相談に訪れ、故郷を失った悲しみ、生業を奪われた怒り、明日の生活への不安を述べています。

その福島原発被害弁護団の中に、ある事件の訴訟を扱う弁護団グループがあります。私もその弁護団グループに加入しており、訴状の起案や証拠の作成などを行いました。そして去る五月二十八日、福島地方裁判所の本庁に提訴を行ってきました。

今回は、誌面をお借りして、この事件について紹介したいと思います。

二 事案の概要

福島第一原発の事故により、福島県浜通りの広範な地域は、大量の放射性物質に汚染されました。当時の菅直人内閣総理大臣は、二〇一一年三

月一日午後七時三分、原災本部を設置し、福島第一原発から二〇キロメートル圏内の居住者について避難のための立ち退きを行うことを指示しました。同年四月二二日、福島第一原発より半径二〇キロメートル圏内が警戒区域内と設定され、一般住民は原則として同区域内に立ち入ることができなくなりました。同時に、半径二〇キロメートル以遠の一部が計画的避難区域・緊急時避難準備区域に設定され、前者については、区域外への避難を行うことが指示されました。

X夫妻(夫:A氏、妻:B氏)の暮らしていた川俣町山木屋地区も四月二二日に計画的避難区域に指定され、山木屋地区のほぼ全住民である二二五〇名が避難を余儀なくされました。そして、当然、X夫妻も避難をせざるを得なくなりました。避難先の住居探しが難航し、やっと福島市内のアパートを見つけられたのは、六月二二日になってからでした。

その間、山木屋地区は警察によるパトロールが行われており、X夫妻は身分証の提示を求められたり、早く退去するように促されたりしました。そのため、B氏はパトカーを見るたびに怖がるようになり、食欲がなくなり、顔色も悪くなってきました。

X夫妻は、六月二二日にアパートへと転居することとなりましたが、その環境は、それまでの山

木屋地区での環境とは大きく異なるものでした。

木屋地区のX夫妻の住居は、見事な自然に囲まれた地域にあり、四季の移り変わりが感じられる環境でした。縁側におかれたソファに座ると、大自然が目の前に広がり、その景色を見ながらの食事がX夫妻の楽しみでした。B氏は、木屋地区で生まれ育ち、幼少のころからそのような大自然での生活を続けてきました。X夫妻は、自宅の近くの農場で二人で働く傍ら、自宅に面した畑やビニールハウスで大根や白菜などの野菜を栽培していました。また、自宅の庭ではあやめやチューリップなど何種類もの花を育てており、綺麗に咲いた庭はB氏の自慢の庭でした。

また、X夫妻は自宅にカラオケ機器を購入し、集落の住民が集まってカラオケをすることがよくありました。B氏も歌が好きで、よくカラオケに合わせて歌を唄っていました。また、B氏は、料理を作るのが好きで、宴会で集まった人々に料理をふるまうことも楽しみにしていました。このようにB氏は、自然に囲まれた地区で家事・仕事を一生懸命行いながら、地域の住民との交流も楽しみ、忙しいながらも充実した生活を送っていました。

しかし、避難のために移り住んだ福島市内のアパートは、3DKの間取りの閉鎖的な空間であった、山木屋の自宅の広大な自然が広がる環境とは

程遠い、無味乾燥な場所でした。そのような環境で暮らしているうちに、B氏は徐々に精神的に追い詰められていきました。

まず、夜眠れないとの訴えを頻繁にするようになり、買い物時も「私たちが避難してきた人間だといって、他の人から嫌な視線で見られている」、「私が田舎人間で服装がおかしいせいか、みんなが私のことを見てくる」などと頻繁にこぼすようになりました。また、買い物をしてスーパーマーケットに行ったものの、店内を一周して、買い物カゴが空っぽのまま戻って来たり、買うものが決められず、A氏に何を言えばいいか相談してきたりすることもありました。さらに、以前は振る舞うのが好きだった料理もしなくなり、出来合いの総菜やインスタントの味噌汁を食卓に出して、手作りの料理を作ることがほとんどなくなってきました。

六月二六日から二八日にかけてA氏が親類や同級生の葬儀に参加し、一日家を空けた後アパートに帰ると、B氏は、「どうして早く帰ってこなかったの」などと泣きじゃくって訴えることもありました。

これを見かねたA氏は、六月三〇日、草刈りの目的も兼ねて山木屋の自宅に「泊することにした。その夜、B氏は、「明日以降もずっと残る」、「あんた一人帰ったら」などと言い、アパートへ戻るこ

とを拒否しました。A氏は、B氏がアパートの圧迫感ある生活にストレスを感じているだろうと思い、ソファで景色を見ながら一緒に夕食を食べるようにしました。就寝後、夜中にA氏が目を覚ますと、B氏は横で泣きじゃくっており、原告A氏の手を掴んで離しませんでした。

翌七月一日、A氏は、午前四時に起きて自宅周辺の草刈りをしていました。A氏は、午前六時ころに草刈りを終えましたがB氏が起きてくる気配がなかったため、自宅周辺を探してみると、B氏がゴミ焼場の近くでみずからガソリンをかぶり、火をつけた様子で倒れていました。B氏は病院に運ばれましたが、死亡が確認されました。

死因は、焼身自殺です。

三 東電への請求・訴訟

B氏が自殺をしたのは、避難生活における環境が、それまでの環境とはかけ離れており、何らかの精神的疾患を患ったためであることは明らかです。ですが、東電は、A氏の賠償請求に対し「亡B氏の健康状態などの資料を提出いただいた場合には検討させていただきます」と、「被害者の方で資料を集めてきたら払ってもよい」と言わんばかりのまさに慇懃無礼な態度で回答しました。このような態度を東電が取る以上、われわれ弁護士は

訴訟を提起し法廷で争うほかないと考え、前述のように、訴訟を提起しました。A氏は、「B氏をこのままただの自殺者で終わらせたくない」と、決意を述べています。

四 本件の意義

本件は、避難生活中に自殺を図った方の遺族が

賠償を求めて提訴をした初めての事案であり、A氏の言うとおりに、B氏の無念を晴らすための訴訟です。しかしその一方で、過酷な避難生活の果てにみずから命を絶った人の遺族に対し、たたかう勇気を与える訴訟でもあります。A氏は、「こんな思いをしている人が一人でも出てきてくれれば」とも言ってくれています。そして実際に、この事件の報道を見た遺族の方からわれわれ弁護士団に対

する問い合わせがすでにあり、第二号の事件を提訴予定です。

本件は、避難にもなう自殺の事案のリーディング・ケースとしての役割を有しています。その意味で、この事件は負けるわけにはいきません。皆さん、ぜひ本件にご協力ください。

ついに始まった「原発なくそう！九州玄海訴訟」

— 現状と課題 —

佐賀 東島 浩幸

二〇二二年一月の機関紙（No.四九二）で「玄海原発 すべての稼働差止の新訴訟準備」を寄稿した。今回の報告はその後の進展である。

一 原発訴訟史上最大数での提訴

九州七県の住民を中心に一七〇四名の原告は、

二〇二二年一月三日「原発なくそう！九州玄海訴訟」を提訴した（第一次提訴、原告団長は長谷川照氏（前佐賀大学学長、原子核理論）。

同訴訟は、国と九州電力を被告として、玄海原

発のすべての操業の差し止めを求める訴訟（民事訴訟）である。原告数は、第二次提訴（二〇二二年三月二日）の一三七〇名、第三次提訴（二〇二二

年五月三〇日）の二七八名と合わせ、現時点での合計四二五二名であり、原発訴訟として歴史上最大数となっている。第四次提訴は八月二二日である。

三・一一の福島第一原発事故まで九州の弁護士は原発を問う訴訟をして来なかった。脱原発を主張してきた人々を少数派にしてきた責任もある。

私たちは、三・一一事故の甚大な被害を目の当たりにし、生命・健康を脅かされながら原発と共存することはできないと考え、私たち九州の弁護士有志は、二〇一一年七月から訴訟に向けて準備を始めた（現時点で弁護団員一五六名、実働五〇名あまり）。

二 国の原子力政策そのものを問うべきである

今回の福島第一原発事故の未曾有の被害（空間的にも広大、時間的にも長期間、生活・文化根こそぎの被害）により、原子力安全神話が完全に崩壊した。そして、それは国の原子力政策の無残な結果である。

その上、本来、原子力発電は、研究開発・立地コスト・事故リスクコスト・使用済み核燃料コスト等、他の発電方法よりも多くの費用等が必要で高コスト発電方式である。国が全面的な「高下駄」を履かせて国策として原発を操業させているにすぎず、それゆえに民間の電力会社が原発を選択するに過ぎない。つまり、国自体が電力会社とともに原発操業という加害行為を行っていると言つて過言ではない。

そうであるなら、国をも被告に据える訴訟をし、国の原子力政策自体を問う訴訟とすべきであり、

と考えると、私たちは国と九州電力を被告として、玄海原発すべての操業差止訴訟をすることとした。

三 福島の被害が出発点であり、終着点である

今までの公害訴訟などでも人が心を動かされるのは「被害」であり、裁判所も「被害」の事実を目の当たりにして救済を考え判断してきた。わが国では原発の過酷事故は起こらないと思われてきたことに反して、今回福島第一原発事故が起こった。その甚大な「被害」が、原発訴訟の「被害」となるはずである。

自然災害以外の被害でこのような甚大な被害は、戦争を除いてはないのではなからうか？

ところで、福島第一原発事故以前においても、多数の原発訴訟が提起されてきたが、残念なことに終局判決では住民側がすべて敗訴してきた。それは、理論的に正しくても敗訴するということがあり、その理由の第一は、「日本では過酷事故は起こらない」と国民の多くも裁判所も信じて来ていたことにあると考える。その意味で福島の被害の実相を徹底的に明らかにすることは不可欠である。事故を過少に見せかけようとする国の動きの逆を行くことが運動も含めて極めて重要である。

四 圧倒的多数の人々とともに脱原発を！

三・一一事故以前において、裁判所が原発に懸念を持つ原告らを敗訴させ続けてきた第二の理由は、三・一一事故前においては原告らが少数派だったからだと考えている。「原発を止める」「原発をなくす」というのは数十年続いた国の原子力政策の変更を迫るものであり、裁判所が国の基本政策に反する判決を自信を持って書くためには、最終的に国民の意思の多数が支持する状況を作っていくことが重要である。

そこで、私たちは、圧倒的多数の人々とともに訴訟をすることを中心の一つに据え、「二万人原告」での訴訟をめざしている。そして、訴訟が運動を強め、運動の強化が訴訟を強めていくものと想定している。また、九州川内訴訟（二〇一二年五月三〇日に原告数二二四名で第一次提訴）をきようだい訴訟とし、全国の多数で脱原発を実現しようと考えている。

あらゆる脱原発の人々と一緒にやるために、「すべての原発をなくすことを目指し、その手段として玄海原発を止める」ということのみを一致点として思想・信条を問わず、個人の資格で参加することとしている。思想で団結するのではなく、三・

一事故とその被害を目の当たりにしてその被害を繰り返したくないという、被害を中核として団結するのである。

五 出頭する原告が入る法廷の要求

私たち弁護士では、二〇一二年四月三日、原告が自ら口頭弁論に出頭する権利を尊重するため、裁判所以外の大きな場所で口頭弁論を開催するよう申し入れをした。しかし、裁判所はその申し出を「冷静な審理にふさわしくない」との理由で拒否した。事前においても二〇〇名を超える原告が裁判所に来ることは明らかだったし、実際に六月一五日の第一回弁論では約四〇〇名の原告が詰めかけたのである。この論点は、圧倒的多数の原告の、手続きに参加したいという意見や原告の声をどのように裁判所が受け止めるかという裁判の本質的な問題を含んでいると考えている。私たちは今後もこの点は追求したい。

六 第一回弁論(六月一五日)

約四〇〇名の原告、五〇名強の弁護士が裁判所に詰めかけた。他の場所を準備しないことで、法廷に入れたのは、原告約四五名、弁護士二〇名でしかなく、その他は裁判所での待機を認められ

ず、他の場所で法廷とほぼ同じことをする「模擬法廷」を二〇分遅れで開いた。

弁論では、訴状・答弁書の陳述の外、①九州電力は福島第一原発事故の内容・原因・被害のほとんどを「不知」「争う」としているが、「原発は安全」というなら具体的に認否反論しそれを踏まえて安全性を主張すべきである旨の求釈明、及び、②原発の公共性・必要性の論点との絡みで、「電気が足りない」との九州電力の試算の虚偽性を暴く準備書面を口頭で説明した。また、意見陳述では、長谷川原告団長が科学者の社会的責任から立ち上がったことを歴史的に説明する意見、玄海町で長年反原発運動してきた僧侶仲秋喜道氏の意見、福島原発事故での避難者である斎藤利幸弁護士、福島原発事故での避難者としての意見、母親の立場からの女性原告の意見などを行った。

模擬法廷でも同様のことが行われ、原告たちは裁判でどのようなことが行われるのがよくわかったとの感想が多かった(模擬法廷の方が訴状や答弁書の要旨を口頭で説明するのにより分かりやすかったとの感想まであった)。

七 今後の課題

第二回弁論は九月二日(金)午後二時に指定されたが、どのような進行になるのか予断を許さ

ない部分もある。

私たちは、第一回弁論で多数の原告らが整然と行動し、一切の混乱を起こさなかったことを証明したものであり、多数の原告が入れる場所での弁論の開催においても「冷静な審理は可能である」とを示したものであると考えている。裁判所が、多数の原告の声にどのように耳を傾けるかが問われているといえよう。

また、圧倒的多数の原告をどのように組織しまとめていくか、相互の交流・高まりができるようにしていくかなど課題も多い。

その上、最終的な「脱原発」のためには、全国的に同様の訴訟がいくつも起こっていくことなどの必要性もある。



「秘密保全法に反対する議長声明」を公表

青年法律家協会弁護士学者合同部会

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、六月三日、「秘密保全法に反対する議長声明」を發表しました。同声明は、内閣総理大臣、衆参両院議長、各政党、日弁連・各単位会、関係団体、マスコミ各社に送付しました(編集部)。

秘密保全法に反対する議長声明

1 政府は二〇一二年一月、尖閣諸島沖の中国漁

船衝突に関する映像流出事件などを受け、「秘密保全法制に関する有識者会議」の初会合を開き、同年八月八日に「秘密保全のための法制の在り方について(報告書)」を出した。

そして、「政府における情報保全に関する検討委員会」は、同年一〇月七日、次期通常国会への提出に向けて法案化作業を進めることを決

定した。

本法案は、①「国の安全」「外交」「公共の安全・秩序の維持」の三分野における秘匿性が高い情報を「特別秘密」と定義し、②その故意・過失による漏洩行為のみならず、取得方法が違法・不当とされる「特定取得行為」や未遂、共謀、独立教唆、煽動行為にも広く罰則規定を設け、③そのうち故意の漏洩及び特定取得行

為に対しては、最高で一〇年の懲役刑を科す可能性を示すなど重罰化をめざし、④「秘密情報を取り扱わせようとする者」に対して適性を有するか否かを評価するための広範な調査(適性調査)を行うことができるものとされている。

2 しかし、本法案には以下のとおり、看過する

ことのできない重大な問題点がある。

第一に、仮に刑事罰を科してまで保護すべき秘密情報があるとしても、それは国家公務員法等の現行法制で対処することが可能であり、秘密保全法を制定する必要性があるのか大いに疑問である。政府が理由として挙げた尖閣諸島沖衝突事件映像の事件については、そもそもこれは秘密情報の漏洩とは言えない事案であって、国家公務員法違反が問われたが起訴猶予となっ

ており、本法案が必要とされる理由には該たらない。

第二に、何が「特別秘密」に該当するかについて、一定の限定こそかけてはいるものの、曖昧かつ広範のそしりを免れることはできず、罪刑法定主義（憲法三二条）に違反するものと言わざるを得ない。また、その判断は「特別秘密」を取り扱う各行政機関に委ねられており、恣意的に運用されるおそれが払拭できない。

第三に、報告書が想定する法定刑は、国家公務員法上の同様の行為に対する最高刑が懲役一年であることと比較しても、その重さは異様である。

第四に、これらのことは、国民の知る権利やメディアの取材の自由・報道の自由に対して大幅な制約及び絶大な萎縮効果をもたらしかねず、憲法が保障する表現の自由（二二条）を脅かすものである。時の政権が自らにとつて都合が悪いと考える情報を「特別秘密」扱いとし、漏洩や情報の取得活動に対して重い刑事罰を科すようでは、原発事故をめぐる一連の事態で如実に示されたように、政府の情報隠しにさらに拍車がかかりかねない。

第五に、適性評価制度については、「秘密情報を取り扱わせようとする者」として調査の対象となる者が無限定に広がることとなりかねない。

い。また、調査内容は本人の日ごろの行いなどのほか家族構成などにも及び、運用方法によっては、対象者のプライバシー（憲法一三条）や思想・信条の自由（憲法一九条）が侵害されかねず、差別的取扱いの禁止の原則（憲法一四条）にも違反しかねない。

3 国民主権原理のもとでは、国政に関する情報はすべて国民に開示されるのが大原則であつて、開示されない情報は厳格な要件のもとに例外とされなければならない。ひとたび国民に情報が秘匿され、また国民が情報の取得に萎縮するようなことがあれば、国民は政府の政策を的確に評価し批判する力を奪われてしまい、侵略戦争に突き進んだ戦前の過ちを繰り返すことになりかねない。これまでも沖繩返還時における密約問題や東日本大震災時における原発事故情報の秘匿など、政府の情報隠しについては枚挙に暇がないことに鑑みれば、国民による不断の監視の必要性はますます重要になっていると言えよう。

本法案は、一九八〇年代に制定を狙われた「国家秘密法案」に比べても、「特別秘密」の定義の中に「公共の安全・秩序の維持」が加わり、かつ罰則規定が拡大されており、市民生活が脅かされる危険性が格段に高まっている。かつて

国家秘密法案が国会に提出されたとき、青年法律家協会弁護士学者合同部会は、国民の広範な反対運動と連帯してこれを廃案に追い込んだ。今回の秘密保全法案は、かつての国家秘密法案よりもさらに市民の自由と権利を奪う内容であつて、到底看過することはできない。

当部会は、憲法を踏みにじる本法案の内容を広く明らかにして危険性を訴えていくとともに、政府及び各政党に対して、そもそも本法案を国会に提出させないよう強く求める。

以上

二〇一二年六月三日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 長 島 海 準

事情により、「青年法律家」を、当面の間、第三種郵便ではなく、メール便で発送することになりましたのでお知らせいたします。
青年法律家協会弁護士学者合同部会



編集後記

▼沖縄での総会に参加した。折しも沖縄は、オスプレイの普天間配備の問題が沸騰し、県庁前にはデモ隊が結集していた。

総会での地元支部の活動報告では、政府が環境アセスメントにおいてオスプレイ配備を意図的に伏せていた事実を、法廷で厳しく追及していることも知った。政府の不当な行為に対し、国民の側が厳しく批判の声を上げる姿が鮮明で、ほっとするような気持ちになる。▼というのも、この間の政治情勢の故である。消費税の増税は、与野党の野合によってなし崩し的に断行されつつある。完全な公約違反である。大飯原発の再稼働に至っては、何らの安全性確保の根拠もなく、反対の声を押し切って実施されてしまったが、そのことに対する怒りの世論はあまりマスメディアに反映されない。福島原発事故が全く解決していないのである。▼民主主義が機能していない。沖縄の民主主義の姿こそが当たり前のはずだと、改めて思う。(米倉 勉)